

報 告 第 1 0 号

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第6項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

参照条文

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）抜粋

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2～5 （省 略）

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7、8 （省 略）

報 告 第 1 1 号

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和7年度新居浜市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市一般会計継続費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度 継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎大規模改修事業	1,501,800,000	834,680,000	315,760,000	1,150,440,000	743,209,528	407,230,472	407,230,472	-	-	347,600,000	59,630,472
8 土木費	4 港湾費	港湾計画改訂事業	55,000,000	29,000,000	-	29,000,000	27,696,900	1,303,100	1,303,100	1,303,100	-	-	-
9 消防費	1 消防費	南消防署及び消防指令センター整備事業	171,108,000	24,500,000	28,600,000	53,100,000	23,100,000	30,000,000	30,000,000	1,194,000	-	22,700,000	6,106,000
10 教育費	2 小学校費	金子小学校整備事業	1,860,000,000	16,000,000	-	16,000,000	-	16,000,000	16,000,000	800,000	8,000,000	7,200,000	-
合 計			3,587,908,000	904,180,000	344,360,000	1,248,540,000	794,006,428	454,533,572	454,533,572	3,297,100	8,000,000	377,500,000	65,736,472

報 告 第 1 2 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和7年度新居浜市公共下水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度 継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等	
1 資本的支出	1 建設改良費	港町雨水ポンプ場改築事業	円 1,667,000,000	円 650,000,000	円 230,470,000	円 880,470,000	円 773,470,000	円 107,000,000	円 107,000,000	円 53,500,000	円 53,500,000	円 -	円 -
		松神子雨水ポンプ場改築事業	円 210,000,000	円 10,000,000	円 40,000,000	円 50,000,000	円 48,000,000	円 2,000,000	円 2,000,000	円 1,000,000	円 1,000,000	円 -	円 -
合	計		円 1,877,000,000	円 660,000,000	円 270,470,000	円 930,470,000	円 821,470,000	円 109,000,000	円 109,000,000	円 54,500,000	円 54,500,000	円 -	円 -

報 告 第 1 3 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度新居浜市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市一般会計繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	市史編さん事業費	24,679,000	4,710,000	—	—	—
		こども・子育て複合施設整備事業	156,680,000	23,170,000	—	国庫支出金 11,585,000 市債 10,400,000	1,185,000
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業費	85,625,000	8,712,000	—	国庫支出金 8,712,000	—
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤整備等事業	80,666,000	70,100,000	—	県支出金 70,100,000	—
		地域介護・福祉空間整備等事業	28,959,000	28,959,000	—	国庫支出金 28,959,000	—
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	355,839,000	23,382,377	—	国庫支出金 23,382,377	—
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健推進費	150,993,000	6,210,000	—	—	6,210,000
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	29,105,000	6,400,000	—	県支出金 4,800,000	1,600,000
		ため池等整備事業	107,486,000	48,796,830	—	県支出金 27,254,000 市債 20,700,000	842,830
	2 林業費	別子山地区林道等開設事業	49,000,000	19,300,000	—	市債 19,300,000	—
	3 水産業費	漁港施設機能保全事業	40,018,000	15,796,000	—	県支出金 9,809,000 市債 4,900,000	1,087,000
7 商工費	1 商工費	新居浜市新製品・新技術開発支援事業費	3,705,000	2,000,000	—	—	2,000,000
		中小企業DX促進支援事業費	3,000,000	2,000,000	—	—	2,000,000
		地域商品券事業費	635,130,000	635,130,000	—	国庫支出金 635,130,000	—
8 土木費	2 道路橋りょう費	トンネル長寿命化事業	4,500,000	1,365,000	—	国庫支出金 751,000	614,000
		新居浜東港線側道整備事業	39,500,000	21,227,000	—	市債 19,100,000	2,127,000
		市役所周辺道路整備事業	18,000,000	18,000,000	—	国庫支出金 8,900,000 市債 8,100,000	1,000,000
		橋りょう長寿命化事業	320,356,000	77,799,000	—	国庫支出金 42,788,000 市債 29,500,000	5,511,000
		自転車通行空間整備事業	10,000,000	6,392,000	—	国庫支出金 3,516,000 市債 2,500,000	376,000
		上部東西線改良事業（地方道）	108,115,940	55,321,017	—	国庫支出金 30,427,000 市債 22,400,000	2,494,017
	4 港湾費	港湾施設改修事業	93,334,000	47,412,000	—	市債 42,600,000	4,812,000
		単独港湾施設改修事業	32,850,000	4,268,000	—	—	4,268,000
港湾・海岸補修事業		17,500,000	8,949,000	—	市債 8,500,000	449,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	4 港湾費	コンテナクレーン整備事業	13,000,000	13,000,000	—	市債 13,000,000	—
	5 都市計画費	上部東西線改良事業（街路）	222,300,000	132,548,025	—	国庫支出金 72,902,000 市債 53,600,000	6,046,025
		宇高西筋線改良事業（街路）	139,400,000	46,239,650	—	国庫支出金 25,432,000 市債 18,700,000	2,107,650
		公園整備事業	99,154,000	6,800,000	—	市債 6,800,000	—
		公園長寿命化対策事業	53,480,000	35,330,493	—	国庫支出金 17,666,000 市債 16,900,000	764,493
		滝の宮公園リニューアル事業	54,956,000	26,062,488	—	国庫支出金 12,228,000 市債 12,300,000	1,534,488
	6 住宅費	市営住宅改善事業	180,992,000	87,937,940	—	国庫支出金 35,791,000 市債 52,100,000	46,940
		公営住宅建替推進事業	55,230,000	38,121,000	—	国庫支出金 9,212,000 市債 22,900,000	6,009,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車整備事業	139,282,000	76,055,850	—	市債 52,800,000 その他 23,255,850	—
10 教育費	1 教育総務費	文化施設環境整備事業	26,697,000	14,069,000	—	—	14,069,000
	2 小学校費	金子小学校整備事業	404,686,000	155,063,000	—	国庫支出金 77,531,500 市債 69,800,000	7,731,500
合 計			3,784,217,940	1,766,626,670	—	1,691,741,727	74,884,943

報 告 第 1 4 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 726,772,000	円 517,705,770	円 160,000,000	円 0	円 0	円 160,000,000	円 49,066,230	円 -	計画の諸条件変更による工期延長
		配水設備整備事業	817,613,000	368,651,400	434,866,000	53,867,000	200,000,000	180,999,000	14,095,600	-	国の令和7年度補正予算に対応したこと等によるもの
		導水設備整備事業	64,000,000	0	64,000,000	21,333,000	0	42,667,000	0	-	国の令和7年度補正予算に対応したことによるもの
		送水設備整備事業	35,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	5,000,000	-	地元調整に不測の日数を要したことによるもの
		事務費	110,080,000	58,630,501	27,690,000	0	0	27,690,000	23,759,499	-	計画の諸条件変更による工期延長
合 計			1,753,465,000	944,987,671	716,556,000	75,200,000	200,000,000	441,356,000	91,921,329	-	

報 告 第 1 5 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度新居浜市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和7年度新居浜市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等				
			円	円	円	円	円	円	円			
1	資本的支出	1	建設改良費	管渠整備事業	915,693,000	389,510,708	351,149,000	104,341,000	230,100,000	16,708,000	175,033,292	円 — 地元調整等に不測の日数を要したこと等によるもの
			ポンプ場整備事業	349,910,000	276,618,990	23,758,000	11,879,000	11,800,000	79,000	49,533,010	円 — 国の令和7年度補正予算に対応したこと等によるもの	
合計			1,265,603,000	666,129,698	374,907,000	116,220,000	241,900,000	16,787,000	224,566,302	円 —		

議案第44号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古川 拓哉

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和8年度清掃センター定期点検整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 5億8,850万円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 石 倭 行人 |
| 5 工事期間 | 契約の日から令和9年3月31日まで |

提案理由

令和8年度清掃センター定期点検整備工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

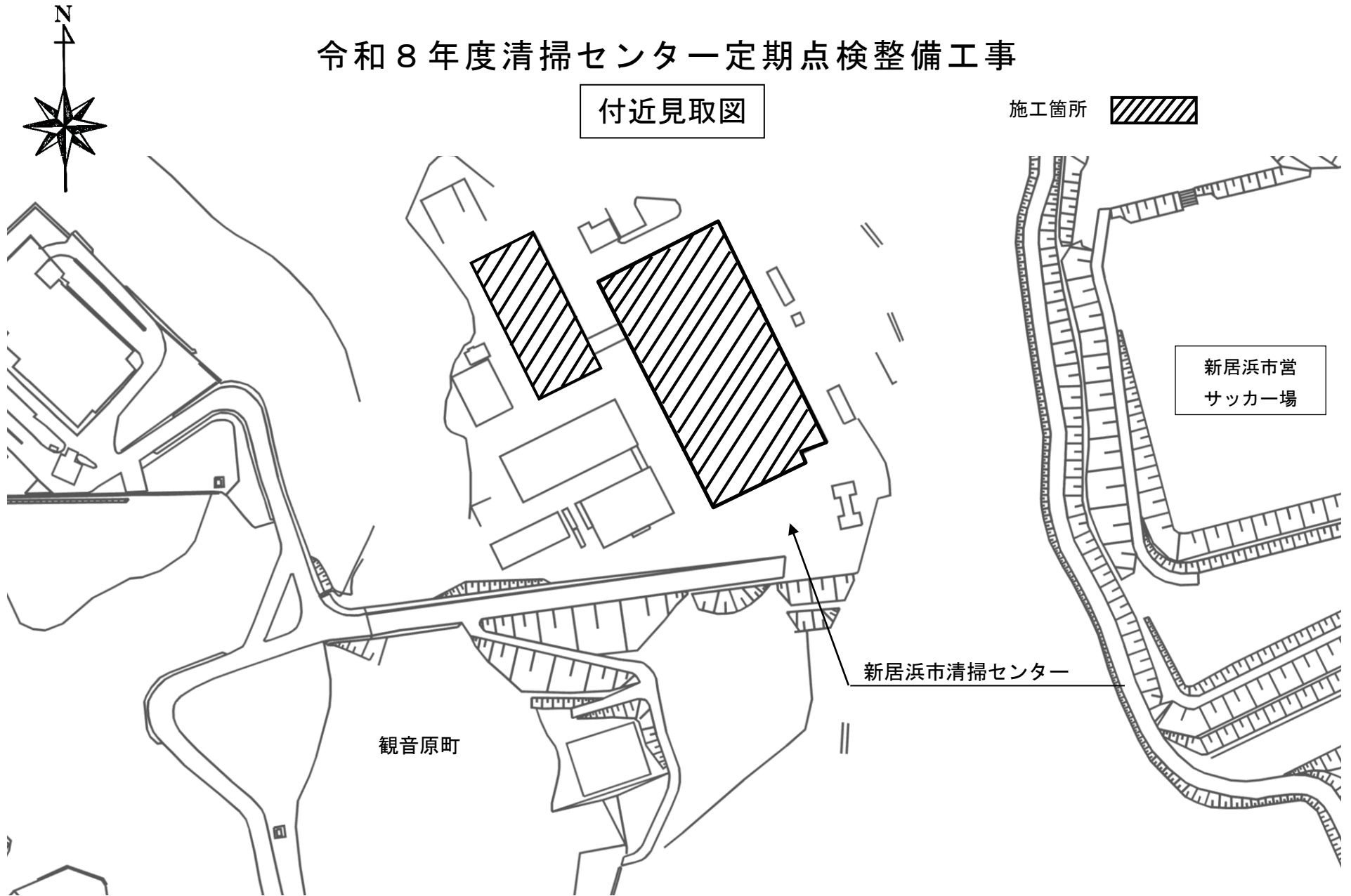
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和8年度清掃センター一定期点検整備工事

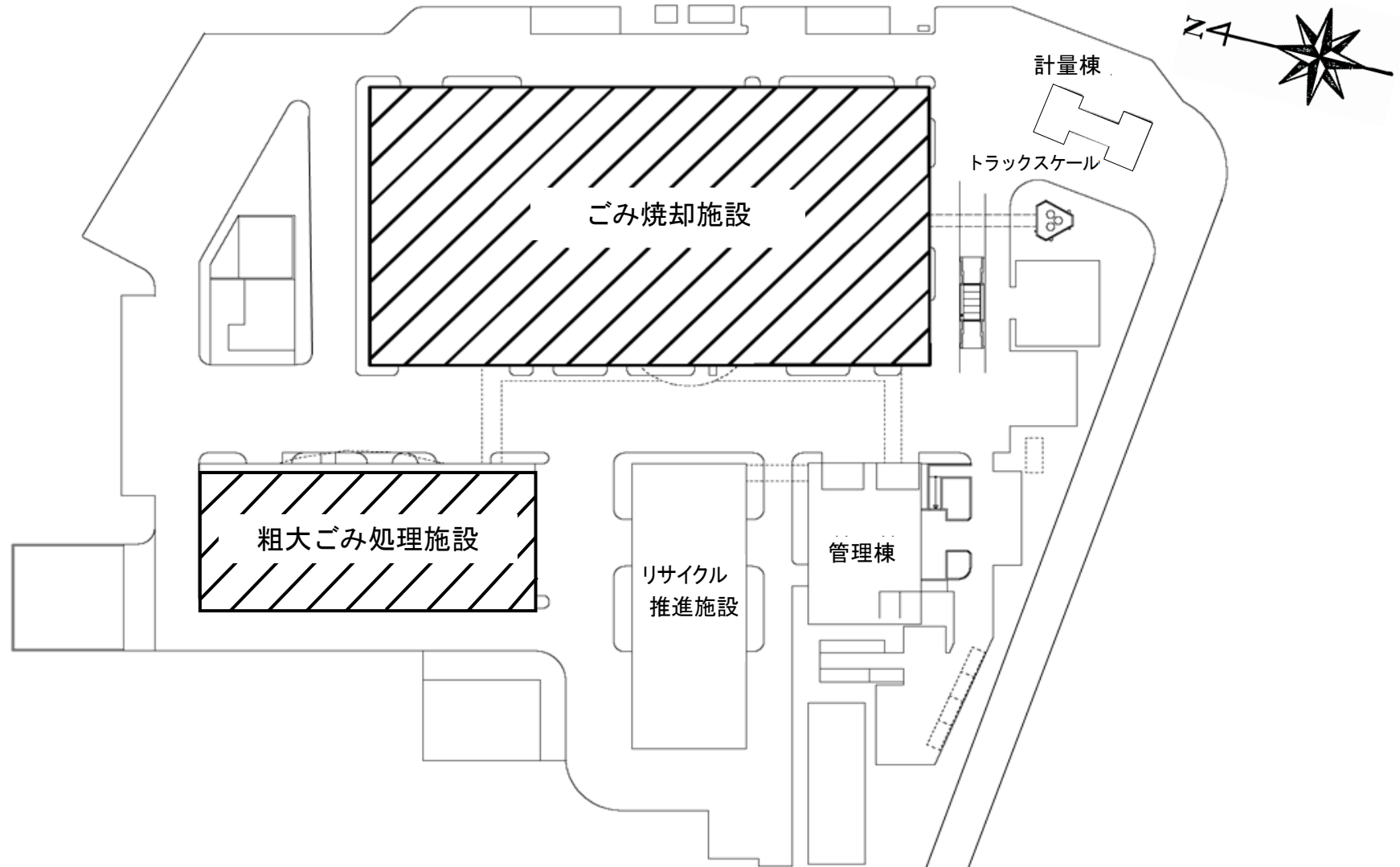
付近見取図

施工箇所 



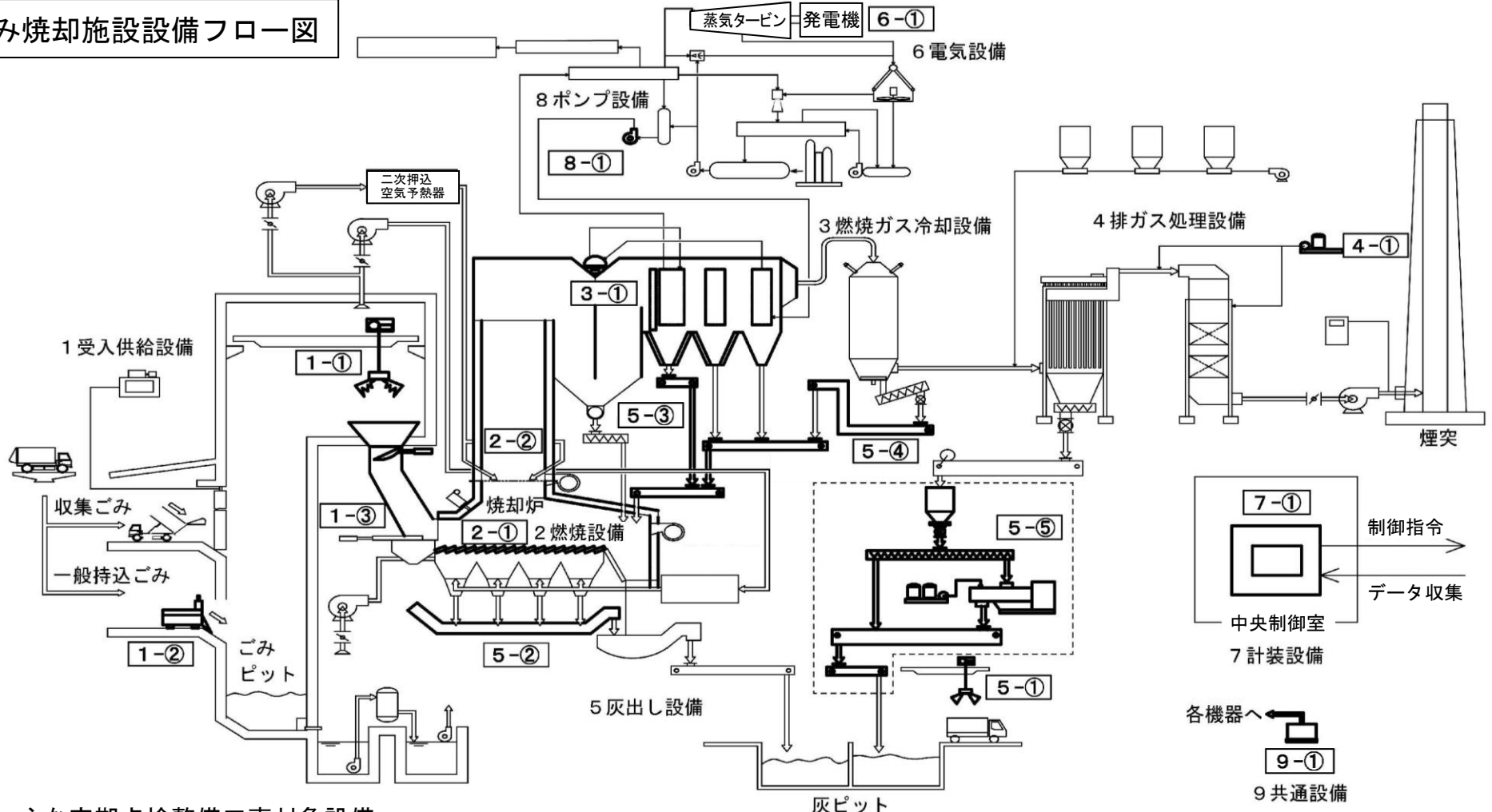
令和8年度清掃センター定期点検整備工事

清掃センター平面図



令和8年度清掃センター定期点検整備工事

ごみ焼却施設設備フロー図

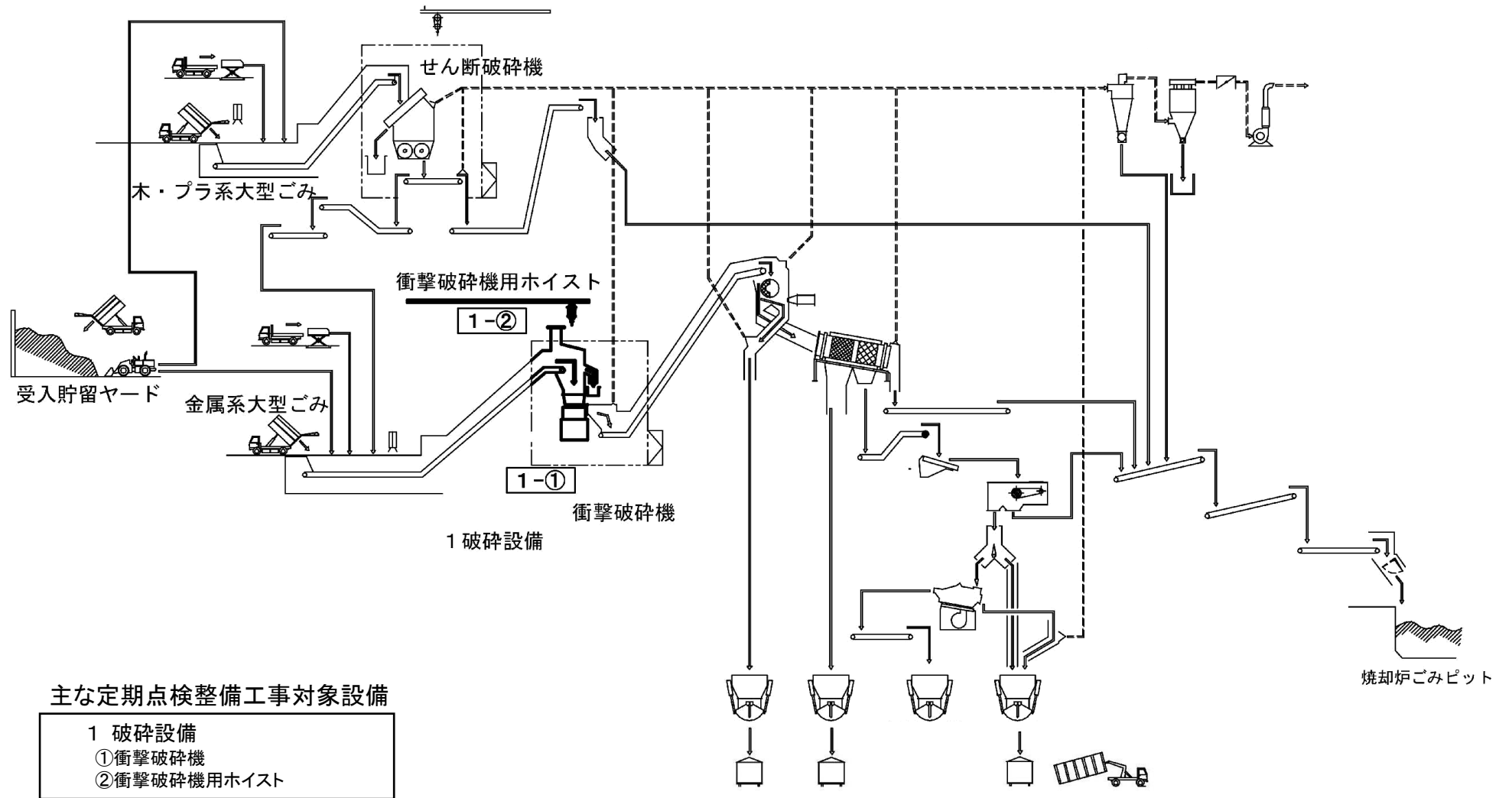


主な定期点検整備工事対象設備

1 受入供給設備 ①ごみクレーン ②布団切断機 ③ごみホッパーシュート	3 燃烧ガス冷却設備 ①ボイラ	5 灰出し設備 ①灰クレーン ②落じんコンベヤ ③ボイラ下ダストコンベヤ ④減温反応塔下ダストコンベヤ ⑤飛灰処理設備	6 電気設備 ①常用発電設備	8 ポンプ設備 ①ボイラ給水ポンプ
2 燃烧設備 ①焼却炉本体 ②焼却炉耐火物	4 排ガス処理設備 ①アンモニア供給装置	7 計装設備 ①分散型制御システム	9 共通設備 ①計装用空気圧縮機	

令和8年度清掃センター定期点検整備工事

粗大ごみ処理施設設備フロー図



議案第45号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古川拓哉

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第24号)の一
部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第
243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う新居浜市職員の懲戒免除及び新居浜市職員の賠償責任に基づ
く債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う新居浜市職員の懲戒免除及び新居浜市職員の賠償責任に
基づく債務の免除に関する条例(平成元年条例第39号)の一部を次のように改正す
る。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正)

第3条 新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例(昭和41年条例第44

号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 4 6 号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項ただし書中「は、特別の事情があると」を「が特に必要と」に、「別に申請期限を定めることができる」を「この限りでない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料に係る減免の手続の特例措置を可能とするため、本案を提出する。

議 案 第 4 7 号

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた新居浜市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間におい

てこの条例による改正前の新居浜市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する公務災害補償に係る葬祭補償の額を改定するため、本案を提出する。

議案第48号

令和8年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667,113千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,894,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月8日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		316,241	2,105	318,346
	1. 負担金	316,241	2,105	318,346
14. 国庫支出金		9,851,508	348,839	10,200,347
	1. 国庫負担金	8,052,437	81,600	8,134,037
	2. 国庫補助金	1,774,039	262,391	2,036,430
	3. 委託金	25,032	4,848	29,880
15. 県支出金		4,466,338	4,710	4,471,048
	2. 県補助金	1,128,443	4,710	1,133,153
17. 寄附金		831,000	1	831,001
	1. 寄附金	831,000	1	831,001
18. 繰入金		921,165	80,458	1,001,623
	1. 基金繰入金	921,165	80,458	1,001,623
20. 諸収入		1,542,889	7,500	1,550,389
	4. 雑入	708,150	7,500	715,650
21. 市債		4,928,100	223,500	5,151,600
	1. 市債	4,928,100	223,500	5,151,600
歳入合計		55,227,571	667,113	55,894,684

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,766,425	359,888	5,126,313
	1. 総務管理費	3,770,315	359,888	4,130,203
3. 民生費		23,771,150	123,775	23,894,925
	1. 社会福祉費	10,934,915	1,315	10,936,230
	2. 児童福祉費	10,619,840	5,348	10,625,188
	3. 生活保護費	2,216,395	117,112	2,333,507
4. 衛生費		3,873,524	71,315	3,944,839
	1. 保健衛生費	1,420,120	71,315	1,491,435
8. 土木費		4,781,083	14,500	4,795,583
	2. 道路橋りょう費	953,646	6,500	960,146
	5. 都市計画費	2,251,905	8,000	2,259,905
9. 消防費		2,011,993	90,364	2,102,357
	1. 消防費	2,011,993	90,364	2,102,357
10. 教育費		8,392,841	7,271	8,400,112
	3. 中学校費	1,457,748	7,271	1,465,019
歳出合計		55,227,571	667,113	55,894,684

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 継続費補正

追 加

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	こども・子育て複合施設整備事業	2,457,012	令和8年度	338,928
				令和9年度	1,717,587
				令和10年度	400,497
9 消防費	1 消防費	南消防署及び消防指令センター建設事業	6,926,244	令和8年度	70,716
				令和9年度	767,730
				令和10年度	6,087,798

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備事業	千円 557,300	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 562,700	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社会福祉施設整備事業	20,400				172,100			
防災対策事業	2,879,800				2,946,200			
計	4,928,100	—	—	—	5,151,600	—	—	—

議案第49号

令和8年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,629千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,691,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月8日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		3,699,947	1,314	3,701,261
	2. 国庫補助金	1,149,249	1,314	1,150,563
6. 繰入金		2,626,488	1,315	2,627,803
	1. 一般会計繰入金	2,236,407	1,315	2,237,722
歳入合計		14,688,465	2,629	14,691,094

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

令和8年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和8年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和8年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,749,264 千円	87,746 千円	1,837,010 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,782,353千円は、過年度分損益勘定留保資金519,582千円、当年度分損益勘定留保資金1,026,628千円、減債積立金150,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額86,143千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,782,426千円は、過年度分損益勘定留保資金519,582千円、当年度分損益勘定留保資金1,022,713千円、減債積立金150,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額90,131千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定量を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,284,491 千円	87,673 千円	2,372,164 千円
第1項 企業債	1,359,600 千円	43,800 千円	1,403,400 千円
第4項 国庫支出金	629,591 千円	43,873 千円	673,464 千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,066,844 千円	87,746 千円	4,154,590 千円
第1項 建設改良費	1,749,264 千円	87,746 千円	1,837,010 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,359,600	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,403,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古川 拓哉

議案第51号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和8年6月18日提出

新居浜市長 古川 拓哉

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の物件 | 小型化学消防ポンプ自動車 |
| 2 取得の目的 | 市内全域における防災を主目的とし、建物火災をはじめ各種災害に至るまで、幅広い災害に対して放水消火活動等を円滑に実施するため |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 取得価格 | 8,910万円 |
| 5 契約の相手方 | 松山市西垣生町815番地の2
株式会社音次商会
代表取締役 中矢 誠二 |

提案理由

小型化学消防ポンプ自動車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第52号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和8年6月18日提出

新居浜市長 古川 拓哉

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の物件 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 取得の目的 | 市内全域における防災を主目的とし、建物火災をはじめ各種災害に至るまで、幅広い災害に対して放水消火活動等を円滑に実施するため |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 取得価格 | 3,181万2,000円 |
| 5 契約の相手方 | 松山市余戸中六丁目9番52号
小川ポンプ工業株式会社愛媛支社
支社長 白石 安德 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第53号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和8年6月18日提出

新居浜市長 古川 拓哉

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の物件 | 給食配送車 4台 |
| 2 | 取得の目的 | 学校給食の配送のため |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 3,520万円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新居浜市黒島一丁目6番43号
四国三菱ふそう販売株式会社東予支店
支店長 川田 昭治 |

提案理由

給食配送車4台を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。